「総主語」「小主語」の統辞法

橋本萬太郎

§1. はしがき

国語における，いわゆる二重主語をもつ構文に関連して，興味ぶかく想い起されるのは，わが国語に，ふかい影響をあたえた中国語にも，非常によく似た構文があり，いかにも西洋人らしく，この構文に，いちはやく疑いの眼をむけた，ジョセフ・ミューリーの昔から[1]，やはり，長いあいだ，論争の的になっていることである。

その論争は，更に興味ぶかいことに，意味上から考えられているだけで，統辞論上の規定をもたない「文法範疇」を，文の統辞構造の分析にもちこむ欠点まで，わが国のそれと共通している[2]。

一般に，色々な言語の構造を，比較してみることは，それが，どんな言語とのあいだであるにせよ，一言語の研究に，まったく有害無益であるということは，普通少いのであるが，当面の問題である国語の，二重主語文の研究にかぎって云えば，その現状では，上述の欠点が，是正されないかぎり，国語のこの構文を，他の言語の類似した構文に，比較することは，安易な結論に導かれやすいだけに，研究に，あまり利益をもたらさない。

したがって，本稿では，筆を，国語の二重主語文の問題にかぎることにし，現代の統辞分析法が，この「総主語」，「小主語」と通称される文構成成分に，どのような，かくされた統辞関係を見出すかを，示すことにする[3]。

§2. 主題と総主語

国語の二重主語に関する，もっともナイーヴな考えは，たとえば：

(1) 美紗子ハ，横顔ガ，ウツクシイ。

(2) 私ハ，数学ガ，キライダ。

のような文を並べて，一つの文のなかに，「美紗子」と「横顔」，「私」と「数学」のような，二つの主題があり，(1)も(2)も，それらの主題について，「ウツクシイ」とか，「キライダ」と述べているのであるから，国語においては，これら二つが，それぞれ主語である，とみなす考え方である。

この考え方のもとには，意識的にしろ，無意識にしろ，主語とは，文の述語動詞によって表されるところの，動作の主体や，述語

形容詞によって表される性質や状態の主題を表す成分である，というような，このままでは，統辞論的に無意味な規定に，(それが，統辞論的には無意味な規定であるということに，気付かずに)，依拠しているからでは，なかろうか。[4]

しかも，うえの考え方では，主題という，統辞論の上では，明確に規定されたことのない概念が，いきなり，主語という文法概念に，すりかえられているのである。このすりかえが，いかに不合理であるかは，たとえば：

(3) サシミハ，食ベマス。

(4) 家内ハ，食ベマス。

のような文の，「サシミ」や「家内」が，あきらかに主題であるからには：

(5) サシミハ，家内ハ，食ベマス。

のような文には，「サシミ」と「家内」という，二つの主題がある，といえるかもしれないのにもかかわらず，誰も，「サシミ」を主語と思わないことからも，あきらかとなるであろう。

さすがに，すぐれた国語学者たちは，(1)のような文と，(2)のような文のあいだにある，構造上の差異を，見逃さなかった。

たとえば，時枝誠記教授は，「赤イ」のような形容詞と，「ホシイ」のような形容詞を対立させ：

(6) (天狗ハ) 色ガ，赤イ。

(7) (私ハ) 水ガ，ホシイ。

と云った場合，(6)の「色」が主語であることは，当然であるが，(7)の「水」は，「私」の感情を触発する機縁となるものであるから，対象語と名付けるべきものである，という意味のことを，云っている。[5]この「対象語」という文法範疇のたて方にも，文法概念と意味概念の混同がみられるが，これについては，又，後にふれることとして，少くとも，時枝教授は，(2)のような文を，二重主語文と認められていないようである。その時枝教授にしても，[6]そのすぐ後で：

(8) ここで，「私」は，当然，主語と考へられる。

とか：

(9) これらの形容詞の主語は，「ほしい」……という感情の主体であるところの「私」か「彼」[7]かでなければならない。[8]

と，アプリオリに断ぜられる単純さを，まぬがれていない。

したがって，以上のような立論を見ていると，あたかも，人々は，わが国語——それも，われわれが，耳にし，眼にするままの国語の構造が，意味の世界を，そのまま直線的に，かつ条理正しく反映していると，信じて疑わなかったように，思われる。だから，たとえば，(3)や(5)の「サシミ」も，人によっては，主格にしてかつ対格である，というようなことを，云う人がいる。

しかしながら，わが国語の助詞「ハ」は，伝統文法が，あきらかにしているように，必ずしも「主格」を示さず，したがって，文の或る成分が，助詞「ハ」によって示されているからといって，それをすぐ，主語成分とみなすわけにいかないことは，次のような例からも，容易に，あきらかとなることである。たとえば：

(10) コノ虫は，水中ハ住ミマセン。

(11) 西ノ方ハ，行キマスガ。

(12) 誰モ，菊池サンノオ宅ハ，パーティヲ開キタガラヌヨウデス。

(13) 水泳選手モ，札幌ハ来テマセンネ。

のような文に対して：

(14) コノ虫ハ，水中ニハ住ミマセン。

(15) 西ノ方ヘハ，行キマスガ。

(16) 誰モ，菊池サンノオ宅デハ，パーティヲ開キタガラヌヨウデス。

(17) 水泳選手モ，札幌カラハ来テマセンネ。

のような変種がある。この，(10)と(14)，(11)と(15)，(12)と(16)，(13)と(17)の間に，それぞれ，意味の上の，基本的な差異を見出しえないかぎり，(10)，(11)，(12)，(13)は，助詞「ハ」の前で，それぞれ，「ニ」，「ヘ」，「デ」，「カラ」のような助詞が，省略されているもの——もしくは，(14)〜(17)のような文中で，助詞「ハ」が，先行する助詞を代替して，それぞれ，(10)〜(13)のような文ができている，と考えるのが，合理的であろう。

すると，当然のこととして，(3)や(4)は，それぞれ：

(18) *サシミヲハ，食ベマス。

(19) *家内ガハ，食ベマス。

のような来源をもつものである，と考えられるであろう。(10)〜(13)と(3)〜(4)の間のちがいは，助詞「ハ」が，「ニ」，「ヘ」，「デ」，「カラ」のような助詞は，任意に代替するが，「ガ」，「ヲ」のような助詞は，必ず代替するという点に存するに，すぎない。換言すれば，われわれが，ここに見るものは，疑いもなく，いわゆる格助詞（実際には，格助詞にかぎらず，色々なものが含まれるが）の後に来て，或る種の格助詞については，必ずそれを代替し，或るものについては，代替してもしなくてもよい，という，伝統文法のいう副助詞のはたらきである。

そこで，極く大雑把に云って，わが国語の文（に当るもの；記号 文）は，助詞を伴った名詞句（に相当するもの；名句）と，動詞句（に相当する 動句）よりなるものとし，記号文を：

(20) 文→名句＋動句

と書き換えて，国語の文を「派生」する，とすると，この名句を：

(21) 名句→名詞＋格助（副助）

のように派生し，大まかに云って，いわゆる格助詞に当る成分（記号 格助）と，それに従属し，任意に起るところの，副助詞に相当するもの（記号 副助；カッコの中に入れて，それが，起っても起らなくてもよい成分であることを示す）との，統辞上の機能を，形式化し，規定する試みを，提案するわけである。[9] これは，名句が，(4)のように，主語の位置に来た場合でも，(3)のように，文の目的語の位

(22)

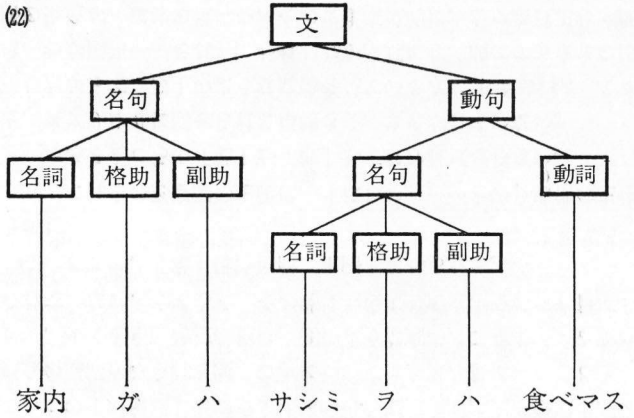

置に来た場合でも，同様であって，たとえば，(5)については，前頁の(22)のような，意味を直接的に反映した統辞構造が，考えられる。これを逆に云うと，だからわれわれは，(5)の意味を，「家内が，サシミを食べるのだな」と，解することができる，と考えるのである。ただ，(22)の助詞「ガ」や「ヲ」には，問題の助詞「ハ」がついていて，前者を代替しており，しかも：

(23)

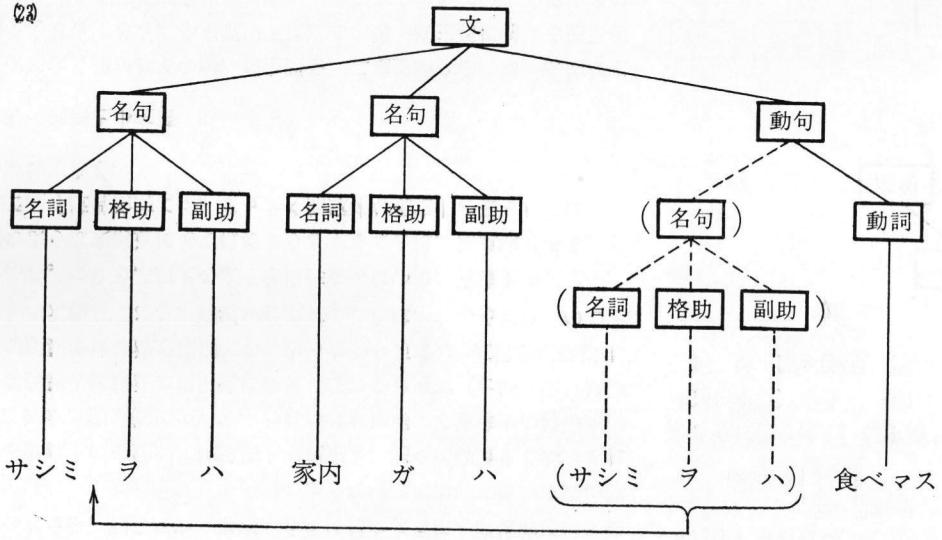

のように，目的語を，文首に提示する操作がなされているので，(5)のような，表面に見える形が，できている，と考えるわけである。

このような，名句からなる，或る文の成分を，文首に提示する操作を，かりに「提示変換」と名付けておこう。[10]

つまり，われわれは，われわれが現実に耳にし，眼にする，わが国語の構造は，必ずしもその構造に，われわれが読みとる意味上の関係を，直線的に反映していない，と考えるわけである。[11]

以上のことを念頭において，はじめて，われわれは，主語なる文法範疇の，統辞論的な規定を問題にすることが，できるのである。うえで，動作の主体を表すもの，とか，性質や状態の主題を表すもの，とかいう規定は，これだけでは，あきらかに統辞論と直接のかかわりあいをもたない，意味の上の規定にすぎない，ということを述べた。それでは，主語の統辞論的規定とは何か，というと，それは，(5)のような，表面の構造について仮定されたところの，(18)のような構造の中において，はじめて，文に直接「支配」された名句として規定されるものである。こうしてはじめて，われわれが直観的に，動作，状態の主体，と考える，意味上の「主語」の規定が，統辞法上の規定と合致して，意味的にも，統辞論的にも，矛盾のない，主語の文法的規定ができるのである。

注意願いたいのは，(22)が，(23)のように一度変換されてしまうと，このような，主語の規定が，無効になってしまうことである。(5){＝(23)} は，まだその構造が，意味の世界を直接的に反映しているのかどうか，判らない。事実，うえに見たように，直接的には反映していない。これに反して，(22)のような構造においては，主語に関する意味上の規定が，統辞法上の規定と，完全に合致するが，これは，(22)が，実は(5)について，われわれが理解する意味上の構造を，わが国語の統辞法の規則性に違反しないやり方で（というよりは，わが国語の統辞法の原則にのっとったやり方で），文構造に投影したものだからであり，両者が合致することは，むしろ当り前のことである。つまり，以上のような操作をへないで，意味上の規定を，(5)のような文構造にあてはめようとすることは，無意味である。うえで，「統辞論的には，まったく無意味な規定」と云ったのは，この意味である。

§ 3. 述語と小主語

次によく聞かれるのが，総主語を，二重主語文の，第一次的な主語であるとすると，小主語以下は，この第一次主語に対する述語部であり，その述語部自体がまた，一つの文をなしていて，その文の主語が，さきに云った小主語なのである——という考え方である。

この考え方を，分り易く形式化すると，次のようになるであろう。

先ず，国語の文（文）を，総主語ともなりうる，助詞を伴った名詞句（名句）と，それに対する述語（述語）よりなるものとし，文を：

(24) 文→名句＋述語

のように派生する。この述語は，普通には動詞句（動句）なのであるが，二重主語文の場合だけ，国語の文に相当するものになる，とみなすわけだから，この述語を：

(25) 述語→{文, 動句}

のように書き換え，総主語とは，文に支配された名句（すなわち，普通の主語）のうち，特に，後に文を伴うもの，として：

(26) 総主語＝[名句, 文, 文]

(27)

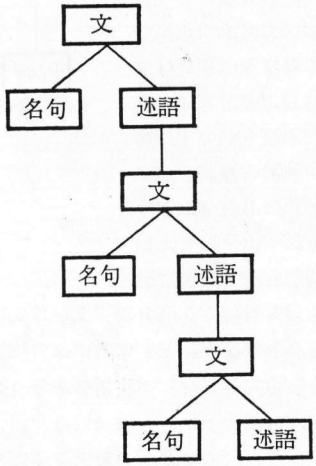

と規定する。

この㉔と㉕は，反復成分（規則の矢印の左側と右側に現れる記号）たる☒を含んでいるから，適用のしかたによっては，この両規則を，何回も繰り返して適用して，☒を，前ページの㉗のように「展開」することができ，主語を二つ以上重ねることが，できる。これは，云わば，「三重主語文」，「四重主語文」であり，理論的には，国語は，「多重主語文」をもつということになる。事実：

㉘ 美紗子ハ，横顔ハ，口元が，ウツクシイ。

㉙ 私ハ，数学ハ，群論ガ，キライダ。

のように云い，「主語」も，三つ位なら，まだ少しも不自然でない。

ところで，ここで問題になるのは，うえに規定されたような総主語が，はたして，この種の文に対する，われわれの意味解釈を，正確に反映しているかどうか，ということである。もっと端的に云えば，(1)のような文について，国語の統辞法の原則にのっとって[12]，その意味上の関係を，直接的に反映する構造が仮定された場合に，この「美紗子ハ」のような成分を，その☒に直接支配された名句に当るものとして，主語の位置に，合理的にもって来ることが，できるかどうか，ということである。

少しくどくなるが，起りうる誤解を避けるために，念をおしておくと，問題は，単に，総主語であろうと，何主語であろうと，それを，うえのように規定できるかどうかということにあるのではない。われわれは，或る意味では，総主語など，どのようにも規定できる。しかし，その際，本当に問題なのは，その規定が，「総」であるにしろ，「小」であるにしろ，主語なるものの規定の一つとして，他の主語の規定と，両立するかどうか，撞着しないかどうか，という点なのである。

このような観点から考えると，うえの規定は，大いに，問題を含む。

先ず，国語の統辞法上の規則性からみると，他の主語と称されるものは，すべて，助詞「ガ」で示すことができるのに——換言すれば，たとえ，助詞「ハ」で示されているものでも，それを助詞「ガ」で置き換えてみても，その文成分の，文全体に対する主語という，統辞法上の基本的な性格には，変りがないのに——，この総主語だけは，助詞「ガ」で示すことが，できない点が，注目されるのである。

㉚ 美紗子ガ，横顔ガ，ウツクシイ。

㉛ 美紗子ガ，横顔ハ，ウツクシイ。

のような文は，どことなく，舌足らず，といった感じがする。そして，それは，㉚や㉛の後に，「美紗子ガ」に対する繋詞述語が，はぶかれているからだ，と考えられる。それらの文は：

㉜ 美紗子ガ，横顔ガ，ウツクシイノデス。

㉝ 美紗子ガ，横顔ハ，ウツクシイノヨ。

のようなものであろう。

つまり，㉚，㉛，は，一見，(1)の「美紗子ハ」の助詞「ハ」を，「ガ」で置き換えたもののように，考えられながら[13]，実際には，構造が，非常にちがっていて，次ページの㉞のように，「美紗子ガ」が主語であり，「横顔ガウツクシイ」は，繋詞「デス」につらなるところの，名詞化された文であると考えられるのである。㉝は，この，はめこまれた文（名詞化された文）の主語「横顔ガ」の助詞「ガ」を，さらに「ハ」で代替したものにすぎない。

(34)

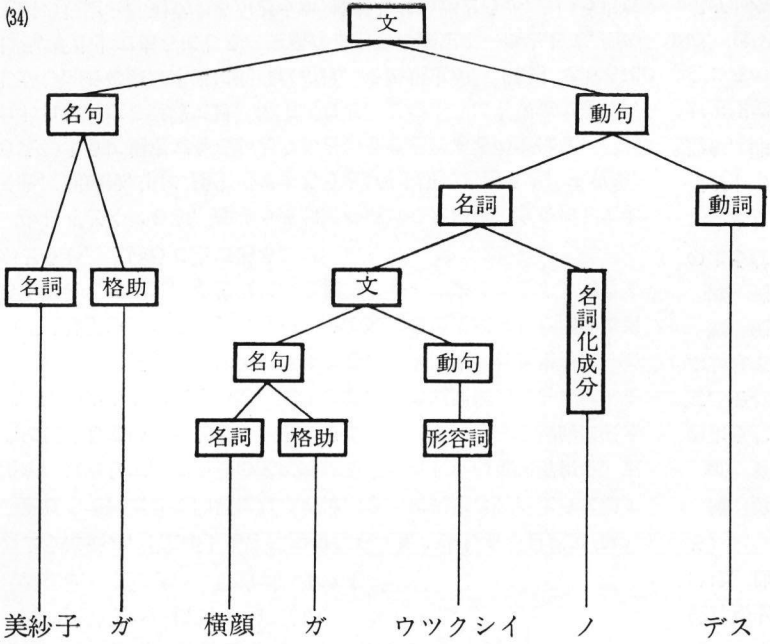

一言で云えば，(1)の「美紗子」を，助詞「ガ」で示すことは，国語の統辞法では，許されないことであって，無理にそうしようとすると，それは，実際には，(32)｛＝(34)｝のような構文を扱っていることになってしまう，と考えられるのである。

統辞法上の問題についで，今度は，意味の上では，どうであるか，というと，うえの規定は，この面でも，重大な難点を含んでいる。いま，かりに，(1)のような文のもとをなす構造が，次ページの(35)のように，仮定できたとする。うえに述べた考え方によれば，この文では，「横顔ガウツクシイ」という状態に対し，「美紗子」という主体があるのだ，と考えなければならない。

しかしながら，これが「美紗子」を主体とした状態を表す文であるとしたら，たとえば：

(36) 大阪ハ，物価ガ，安イ。

(37) 元旦ハ，風ガ，吹イタ。

は，どうして，「大阪」，「元旦」を主体とし，それについて，「物価ガ安イ」とか，「風ガ吹イタ」という「状態」を云った，状態文であると，いえないであろうか。

この問いに対しては，いや，(36)や(37)のような文は：

(38) 大阪デハ，物価ガ，安イ。

(39) 元旦ニハ，風ガ，吹イタ。

のような文に由来するものであり，そこでは，「大阪」，「元旦」は，あきらかに，場所や時間の副詞句を構成していて，総主語とはみとめがたい；のみならず，二重主語文においては，「横顔」のような位置に来ることばによって表されるものが，いつも，「美紗子」のような位置に来ることばによって表されるものの，一部分をなしているという関係（つまり，「横顔」は「美紗子」の身体の一部分とか，所有物であるという関係——これは，まったく意味上というか，文によって表される事実に関するものである）が，みとめられるのに反し，(36)の「大阪」と「物価」，(37)の「元旦」と「風」は，かならずし

(35)

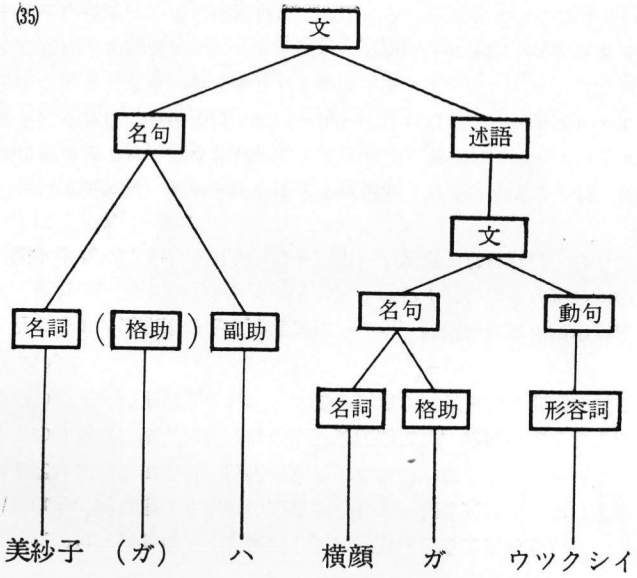

も，そのような関係をなしている，とは云えない——という反論が，可能であるかもしれない。

しかしながら，これは，余り有効な反論とは，いえない。何故なら，(36)や(37)と同種の構文で：

(40) コノ木ハ，花ガ，咲ク。

のような文がある。これをしも，「花」は，「木」の一部分であるとは，かぎられない，とするとしたら，(40)は：

(41) コノ八重桜ノ木ハ，八重ノ花ガ，咲ク。

と云い換えてもよい。これなら，この「花」は，この「木」の一部分であって，(40)は，立派な，二重主語であろう。

さて，(1)が，主語「美紗子」について，「横顔ガウツクシイ」という，性質，状態を述べた文であるとしたら，(40)も，主語「コノ木」について，「花ガ咲ク」という，性質，状態を述べた文であると，せざるをえない。しかしながら，この(40)では，「咲ク」のは，「花」であり，決して「木」では，ありえない。つまり，「木」は，(36)の「大阪」の場合と同じように，せいぜい，「花」の咲く場所を示しているにすぎない。だから，(40)は：

(42) コノ木ニハ，花ガ，咲ク。

と云っても，非常に違った文であるとは，云えない。

こうみて来ると，(1)の「美紗子ハ」も，(40)の「コノ木ハ」や，(36)の「大阪ハ」のように，場所とか，場合を表す，副詞句に由来するとしか，考えられなくなって来る。この「場所」という意味は，かならずしも，大阪という土地や，この木の枝の上という，具体的な場所ではないかもしれない。しかし，(1)の「横顔」は，あくまで，「美紗子」という人物のうち，或いは，「美紗子」の上半身という場所で問題になっているのであり，してみると(1)を，「美紗子」なる主語について，「横顔ガウツクシイ」という状態を述べた文であると解するよりは，特に「美紗子」の場合ということが，取り出されて，前面に提示されてはいるものの，(1)は，やはり，「横顔」という主語について，「美紗子」の場合は，それが「ウツクシイ」と述べられた叙述文であると解する方が，ずっと自然であり，合理的であろう。

「主題」ということばで，この(1)の「美紗子ハ」というような成

分を意味するとすると，「主題」とは云っても，その意味的，統辞論的性格を分析していくと，以上のように，常に，文の他の構成成分のどれかになってしまい，それを文法の上で，合理的に規定することができない。その意味で，前節においては，「統辞論的に規定されたことのない概念」という遠慮した云い方をしたが，これは，実は，正しくなく，実際には，「統辞論的には，規定のしようもない概念」と云い直さなければならない。[14]

§ 4. 対象語と主語

それでは，いわゆる「対象語」文の構造はどうであろうか。

これも，対象語なるものの定義からして，超「文法的」な，意味の上だけの規定であり，感情を触発する機縁となるもの，という意味上の性格は，理解に難くないが，[15] 文法的には，範疇概念としては勿論のこと，機能概念としても，その役割が，まったく規定されていない。

ところで，対象語をとる形容詞に，一つ，特徴的な文法現象がある。それは，通常，「ホシイ」とか，「恋シイ」のような形容詞の主語とされているものが，いつも，第一人称語でなければ，ならない事実である。勿論：

(43) 美紗子ハ，ナクナッタ母ガ，恋シイ。

(44) 彼モ，カルマン・ギアガ，ホシカッタ。

のような文が，国語にないわけではない。しかし，これらは，たとえば，小説の中などで，作者が，暗黙の第一人称者として，そう思うとか，こう信ずるという場合にしか，用いられないようである。そうでなかったら，かならず：

(45) 美紗子ハ，ナクナッタ母ガ，恋シイヨウダ。

(46) 彼モ，カルマン・ギアガ，ホシカッタソウデス。

のように，他の文中に，はめこまれた文である。

かならず，第一人称語の成分を，必要とするために，これらの形容詞によって表される性質とか，状態とかいうものは，いかにも，その第一人称語によって表される人物の，気持とか，心的状況をいっているかのように考えられ，したがって，これらの第一人称語は，いかにも，主語らしく，みうけられるのである。しかしながら，一方：

(47) 僕ハ，オ茶ガ，ホシイ。

(48) 僕ハ，気ガ，ハヤル。

(49) 僕ハ，胸ガ，オドル。

のような文の間に，文構造の原則的差異を，見出し難い。ところが，(49)で，「オドル」のは，疑いもなく「胸」であって，「僕」ではなく，(48)で，「ハヤル」のは，「気」であって，「僕」ではない。

すると，同様にして，「ホシイ」主語は，「オ茶」なのであって，「僕」ではない，と云えるのではないかと思う。

(50) 僕ハ，スペイン語ガ，ワカル。

(51) 妻ハ，オ金ガ，イル。

のような文について，「ワカル」主語は，「スペイン語」ではなく，「僕」なのだ——「スペイン語」が，「僕」にとって，「ワカル」のではなく，「僕」が「スペイン語」を「ワカル」のだ，とは，何とか云えないこともなかろうが，「イル」のは，「オ茶」ではなく，「妻」なのだ，とは云えない。かりに，「イル」主語は，「妻」だと，考える人がいるとしても，その人は，まさしく：

(52) 妻ガ，オ金ガ，イルンダ。

のような文を，念頭において，そう主張しているのであって，この(52)の場合には，なるほど，「妻」が主語であるけれども，この種の文は，既に前節で述べたように，まったく異った構文法を有する。(45)から(51)までの各文についても：

(53) 彼ガ，カルマン・ギアガ，ホシカッタ。

(54) 彼ガ，カルマン・ギアモ，ホシカッタ。

のような文は，実は：

(55) 彼ガ，カルマン・ギアガホシカッタンデス。

(56) 彼ガ，カルマン・ギアモホシカッタノヨ。

のような文に由来する，と考えられるのである。

してみると，(49)で，「オドル」ところの主語が，「胸」であり，(48)で，「ハヤル」主語が，「気」であるように，(51)においては，「イル」ところの主語は，「オ金」であって，「妻ハ」は，「妻にとっては」とか，「妻の場合は」，「妻については」のような意味を表す副詞句であると考えられ，事実，「妻に対しては」の意味ではなく，「妻においては」のような意味で：

(57) 妻ニハ，オ金ガ，イル。

ということがある。「妻」が不適当なら，たとえば：

(58) アナタサマニ（オカレマシテ）ハ，一層ノ御努力ガ，イルデショウ。

のように云ったら，この関係が，はっきりするであろう。

同様にして，われわれは，(47)についても，たとえば：

(59) 僕ニハ，オ茶ガ，ホシイ。

と云い，これと，(47)との間に，意味の上でも，統辞法の上でも，基本的な差異を見出さないのである。

すると，対象語文の場合にも，通常，助詞の「ハ」によって示される名詞句の，統辞論的機能は，抽象的な場所や，場合のようなものを表す副詞句であり，通常，対象語とされているものが，統辞法上の主語であると，断定せざるをえない。

これは，実は，単に，統辞法上，そうであるというだけではなく，意味的にも，妥当な解釈であって，たとえば：

(60) コノ状態デ，結束シテ行ケバ，野党勢力ノ，建直シガ，可能デアル。

(61) 下痢シヤスイ赤チャンニハ，特別ニ，注意ガ，イリマス。

のような文では，その中で，助詞の「ガ」によって示されているもの以外に，主語を求めること自体が，既に不自然である，と云わなければならない。

§ 5. 場合の副詞句

かくして，われわれは，いわゆる二重主語文であろうと，対象語文であろうと，普通，われわれが，耳にし，眼にするままでは：

(62) 名詞1＋ハ＋名詞2＋ガ＋動句

のような，かたちをしている文は，そのもとに：

(63) 名詞2＋ガ＋名詞1＋格助＋ハ＋動句

という構造をもっており，副詞句を文首に提示する変換操作によって，これが(62)のようなかたちになっていると理解するわけである。

ところで，(63)に，単に格助と示しておいた，或る種の助詞としては，実は，色々なものが，ありうると思われる。それは，丁度，(10)から(13)まで，いずれも，名詞（句）が，助詞「ハ」だけによって示

されておりながら，実際には，(14)から(17)に示されたような来源をもっているようなものである。

(36)，(37)の場合には，(38)，(39)に示したように，その来源の一つとして，それぞれ助詞「デ」を伴ったもの，助詞「ニ」を伴ったものが，考えられるであろうし，(40)の場合には，(42)に示したように，助詞の「ニ」を伴ったものが，その来源の一つであろう。そのような助詞の一つとして，われわれは，場合を表す副詞句をなす名詞句につかわれる助詞，いわば，「場合の助詞」とも云うべきものが，あっていいのではないかと思う[16]。ただ，この助詞は，普通，そのままでは，起らず，かならず，「ハ」や「モ」や「コソ」のような副助を伴い，しかも，文首に提示される。このように，かならず副助の一つに代替されるとか，文首に提示されるとかいう性格は，この助詞の idiosyncrasy の問題であって，それは，たとえば，助詞としては，少し性格が異るが，「シカ」や「キリ」などが，かならず，否定詞を伴って用いられるのに似ており，別に奇とするに足りない。

もう一つ，ここで，強調しておかなければならないのは，問題の「名詞1＋ハ」のような成分が，これまで問題にしてきたような，副詞句だけに由来するとは，考えられない，ということである。(1)や(2)のような文にしても：

(64) 美紗子ニツイテハ，横顔ガ，ウツクシイ。

(65) 私ニ関シテハ（私ニ関シテ云エバ），数学ガ，キライダ。

のような，従属節をもった文に由来する可能性が，まったくないとは，云い切れないのである。このような意味でも，わが国語の統辞法の研究には，まだ，無限に多くの問題が，残されていると云っても，過言ではあるまいと思われる。

いずれにせよ，二重主語文の構造を，以上のように理解すると，通常，二つの主語を反転したもの，というような，便宜的な云い方で，呼ばれているところの：

(66) 横顔ハ，美紗子ガ，ウツクシイ。

(67) 数学ハ，私ガ，キライダ。

のような文も，一見，いかにも，(1)と(2)に，一寸した操作を加えて，派生されたものであるような印象を与えるが（それ故に，主語の反転というようなことが，いわれるのであろうが），実際には：

(68) 横顔ハ，美紗子ガ，ウツクシイノダ。

(69) 数学ハ，私ガ，キライナンダ。

のような文を，その直接の来源としているのではないかと考えられる。(68)の「横顔ハ」や，(69)の「数学ハ」は，提示変換されたところの，場合副詞句でもありうるだろうし，また，「横顔に関しては」というような意味の，従属節から来たものでないとも云えない。その来源が，何であろうと，それが，少くとも，主語でないことは，以上の討論によって，あきらかになったことと思われる。(XI，67)

脚　註

1) ミューリーの考え方は，Joseph Mullie: *THE STRUCTURAL PRINCIPLES OF THE CHINESE LANGUAGE, An Introduction to the Spoken Language (Northern Pekinese Dialect)*, Volume I (1932), Volumes II & III (1937), The Bureau of Engraving and Printing, Peiping (=Collection International de Monographies Linguistiques, Tome V) の第4章 C) The double nominative or the predicate-clause, pp. 169–171 や，第8章 4) The passive verbs のなかの pp. 51–54 に，その大要が，みえるが，

専門的には，Joseph Mullie, "Le double nominatif en chinois," *T'OUNG PAO*, Tome XXX (1933), pp. 231-236 を参照されたい。

2) 拙文，"「主語」の統辞論"（連続討論＝主語・2)，「ことばの宇宙」第2巻第10号（昭和42年10月)，83～95頁参照。

3) 二重主語の統辞法という，この積年の難問の解明に，本研究が，些かなりとも寄与できたとしたら，それは，ひとえに，統辞求心的な，現代の言語分析法の世界に，筆者を情熱的に，しかも辛抱強く導いて下すった，ロバート・B・リーズ博士夫妻のおかげである。なお，本稿の一部は，1964年に，インディアナ大学で開かれた，アメリカ合衆国十大大学連盟主催の Far Eastern Language Institute に招かれて，同年7月から8月にかけて行った三つの講義の一つとして，「中国語と日本国における双主語構文について」と題して，論じたことがある。その後，色々と知見が得られ，また帰国後，特に服部四郎先生のお話しをうかがううちに，筆者の旧見に飽足りなく思う所がでて来たので，本稿は，その原形を殆んど止めていないが，その原形は，山極越海教授以下，上記 Institute の関係者のほかに，畏友奥津敬一郎氏が眼を通して，批評をして下すった。ただ，上のどなたも，本稿の所論に，責任をもたれるわけでないことは，申すまでもない。

4) §2 末尾の部分参照。

5) 時枝誠記：「国語学原論――言語過程説の成立とその展開」（東京：岩波書店，昭和16年12月)，373～379頁，「日本文法　口語篇」（東京：岩波書店，昭和25年9月)，276～280頁参照。

6)「日本文法　口語篇」，277頁。

7) §4．対象語と主語参照。

8)「国語学原論――言語過程説の成立とその展開」，374頁。

9) 黒田成幸氏も，このやり方とは，必ずしも同じではないが，これに近いお考えを，1963年頃から，非公式な場で，発表されていることを，おことわりしておかなければならない。それは，同氏の学位論文で，もっと精密化されていることと思う（未見)。

10) この操作が，かならずしも，助詞「ハ」に付随したものでないことは：

家内ハ，サシミハ，食ベマス。

のような文があることからも，あきらかになるであろう。だから，この変換のためには，純粋にこの操作の条件となる formative が考えられようが，今ここでは，その問題に，たち入らない。大体，この種の問題が，統辞論の段階だけで，扱い切れるかどうか，かなり疑わしい。

11) 拙文，"中国語の深層構造と表層構造の問題"，「中国語学」第171号（昭和42年6月，1～19頁)，§4 参照。

12) ついでながら，ここで，この，国語の統辞法の原則にのっとるという点を，特に強調しておきたい。この規則性にのっとってこそ，われわれは，はじめて，後に，最小限の変換規則によって，国語の表層構造を，合理的に導くことが，できるのである。云わば，この規則性にのっとるということが，変換部の成功のもとをなしているのである。

13) このような云い方は，便宜的には，許されても，変換を，文と文のあいだの，共起関係を説くものとしてではなく，一連の句指標と句指標のあいだの転換として考えるかぎり，文法的操作としては，無意味な云い方であり，事実，今までのところ，このようなか

たちでの変換は，考えられていない。

14) 不必要な誤解を避けるために，付言すれば，うえのように云っても，たとえば，「主題 formative」というようなものを，文法の基部の書き換え規則の一記号として，設けておき，任意に名句の後に，それを選んだものを，主題と定義する，というような，場当りの手段が，全然ない，と云っているのではない。そんな解法は，ここでは最初から，問題にしていないのである。

15) もっとも，「私ハ，オ金ガ，イル。」のような文の「オ金」が，「私」の感情を触発する機縁になるのかどうかは，よくわからない。ただ，「オ金」の役割を，意味の上で性格付けようとすると，こんなふうにしか，云えないかもしれない。

16) この助詞が，実際に，どのような音形（形態音素論的な形）をもっていたかということは，ここに論ずるかぎりでは，あまり重要な問題ではない。(40)と(42)，(47)と(59)，(51)と(57)について，cognitive meaning の差異を，みいださない人にとっては，問題の助詞は，「ニ」という音形をもっていた，と考えて置けば，充分であろう。但，それでもなお，(1)や(2)に対して：

*美紗子ニハ，横顔ガ，ウツクシイ。

*私ニハ，数学ガ，キライダ。

のような構造を，仮定することに，抵抗を感じる人にとっては，問題の助詞は，ゼロ音形をもっていた，と仮定して置くのが，最も，無難であろう。(40)と(42)，(47)と(59)，(51)と(57)の間に，単なる副助の選択以上の差異を，みいだされる方にとっては，(23)に示したような，文法上の操作によって，(22)から，(5)を派生すること自体が，受け入れ難いであろうから，(14)，(15)，(16)，(17)を，それぞれ(10)，(11)，(12)，(13)に結びつけることも，難しいかもしれない。しかし，そこまで行くと，われわれは，もう一度，言語（とその具体的な現れであるところの，現実に発せられる文）と意味との関係の問題に，たちかえって，議論をし直さなければならない。それは，あきらかに，本稿の研究範囲を逸脱する。

なお，うえで，問題の助詞の音形について，ここに論ずるかぎりでは，それが，どんな形態音素論的な形をしているかは，あまり重要な問題ではない，と述べて置いたが，それは，この助詞の音形について，ここで述べる以上のことを，問題にしようとすると，一般に，ここで問題とするような副詞句なるものは，色々な言語における，文の派生の過程で，どのように導入されなければ，ならないかという問題（もっと，あからさまに云うと，たとえば，チョムスキーやリーズによって，提案されているようなやり方で，一体，充分であるかどうか，というような点）について，原則的な討論を，始めなければならず，これも，あきらかに，本稿のような小論文における論述の限界を越える問題であるから，それについては，ここでは，これ以上触れないという意味である。これにかんしては，別に論考を準備してある。

——大阪市立大学助教授——